

「大通公園アドバイザーボード」開催要綱

(名称)

第1条 この会は、「大通公園アドバイザーボード」(以下「アドバイザーボード」という。)と称する。

(趣旨)

第2条 アドバイザーボードでは、札幌市が作成、取りまとめを行う大通公園の基本計画やデザイン検討などにおいて、令和6年度に策定した「大通公園のあり方」で設定したテーマやコンセプトが反映され、「大通公園のあり方」を推進するものとなっているか、専門的な見地から意見やアドバイスを求めることを目的とする。

2 アドバイザーボードは札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として開催する。

(組織)

第3条 アドバイザーボードの委員は、専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーボードにオブザーバーを置くことができる。

3 委員は、やむを得ない事情によりアドバイザーボードに出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和8年9月30日までとする。

(座長)

第5条 アドバイザーボードに座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、アドバイザーボードの議長となり、会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する委員がその職務を代理する。

(アドバイザーボード)

第6条 アドバイザーボードは、必要の都度市長が招集する。

(謝礼)

第7条 アドバイザーボードに出席した委員に対し、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額を支給する。

2 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

(庶務)

第8条 アドバイザーボードの庶務は、建設局みどりの推進部みどりの推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附則

この要綱は令和7年9月25日から施行する。